

店頭デリバティブ取引約款

(俺の MT4)

FOREX EXCHANGE 株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第 293 号

店頭デリバティブ取引約款

この店頭デリバティブ取引約款(以下「本約款」という。)は、契約者ご本人(以下「お客さま」という。)が、FOREX EXCHANGE 株式会社(以下「当社」という。)との間で行う店頭デリバティブ取引(以下「本取引」という。)に関する権利義務関係を明確にするための取り決めです。

お客さまは、本約款および「店頭デリバティブ取引説明書(金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面)(以下「取引説明書」という。))」、「俺の MT4(店頭外国為替証拠金取引)に係るご注意」、「個人情報保護宣言および個人情報の取り扱いについて」、および「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書」を最後まで十分にお読みいただき、本取引の特徴、仕組み、内容、危険性等を十分に理解された上で、お客さまの責任と判断で本取引を行っていただく必要があります。

なお、本約款における用語の意義は、本約款の第 1 条(定義)において定めるところとします。

第 1 条(定義)

本約款および店頭デリバティブ取引説明書の中で用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。

- (1)「取引レート」とは、取引対象となる通貨が形成される主要な外国為替市場などにおける取引価格を参考として、当社が提示する価格をいいます。
- (2)「スワップポイント」とは、対象となる外貨と円貨および外貨同士の金利差調整分または商品における価格調整分を換算し、清算した金額をいいます。
- (3)「建玉」・「ポジション」とは本取引における未決済の約定をいいます。
- (4)「反対売買」とは、買いポジションを売って決済すること、または売りポジションを買って決済することをいいます。
- (5)お客さまが取引を行うときに当社に預託する担保としての金銭のことを「証拠金」といいます。
- (6)「有効証拠金残高」とは、現在時点で全ての取引を終了した場合のお客さまの資産残高をいい、証拠金残高にポジション評価損益と未決済スワップ損益を加算したものとなります。
- (7)「必要証拠金」とは、ポジションを持つために必要となる証拠金の額のことをいいます。
- (8)「証拠金率」とは、必要証拠金に対する有効証拠金残高の比率のことをいいます。
- (9)「余剰証拠金」とは、新たにポジションを持つ事ができる証拠金の額のことをいいます。
- (10)「追加証拠金」とは、米国夏時間：日本時間の午前 5 時 50 分、米国冬時間：日本時間の 6 時 50 分の追加証拠金判定時に、有効証拠金が必要証拠金を下回ったときに発生する不足額のことをいいます。
- (11)「強制決済」とは、強制決済判定時まで、ご入金いただく方法や追加証拠金判定時に所持しているポジションの決済による必要証拠金の減少により、追加証拠金を解消いただけないときに、保有ポジションの全てを強制的に反対売買により決済することをいいます。
- (12)「ロスカット」とは、取引による損失の拡大を防ぐためにポジションを強制的に反対売買することをいいます。
- (13)「売買の区別」とは、売りの注文、買いの注文の区別をいいます。

第2条 (法令等の遵守)

お客さまおよび当社は、本取引を行うにあたり法令その他の諸規則を遵守するものとし、お客さまは本取引を行うにあたり、本約款等に同意し、これを遵守するものとします。

第3条 (リスクと自己責任の確認)

お客さまは、次の各号に掲げる内容を十分把握した上で、本約款に記載されている事項を承認し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、およびリスクを熟知した上でお客さまの判断と責任において、お客さまの計算で本取引を行うことを同意するものとします。

- (1) 本取引においては、当該取引対象の通貨の変動および取引市場環境の変化のリスクを伴っていること。
- (2) 本取引においては当社の信用低下によるリスクおよび、当社がカバー取引を行う金融機関の破綻による取引制限等の信用リスクを伴うものであること。
- (3) 本取引は、少ない証拠金で大きな金額の取引を行うことができるため、大きな利益を得ることが可能な反面、多大な損害を被る危険性を伴うこと。
- (4) 本取引は元本保証ではないこと、また、場合によって預託証拠金額以上の損失の危険性を伴うこと。
- (5) 本取引は、取引所等、政府機関により規制された市場で行われるものではなく、当社が提示する価格は、当社がお客さまへ独自に提示するものであり、他社や取引所の提示する価格とは異なる場合があること。
- (6) お客さまの損失を抑制する目的で、ロスカット制度が設けられているものの、相場の急変動や、当社の営業開始時点に価格が大きく乖離した場合等、ロスカット注文が執行されても預託した証拠金を上回る損失を生ずる場合があること。
- (7) 通貨の売付けの価格と買付けの価格とに差（以下、「スプレッド」といいます。）があること。
- (8) 本取引においてスワップポイントが発生する場合、ポジション状況や金利状況により損失となるおそれがあること。
- (9) 天災地変、経済事情の激変等により、各国政府が外国為替市場を規制するなど取引停止措置を含む不測の事態が起こりうるリスクがあること。
- (10) 各国金融市場の休場、経済指標の発表や特定の時間等における流動性の低下または特殊な状況下で、スプレッドが拡大する場合があること。
- (11) モバイル端末等からの発注において、電波状況等のインフラの影響によりお客さまの意図した取引ができない場合があること。
- (12) 本取引に際しお客さまが Expert Advisor (EA) およびカスタムインジケーター (Custom Indicator) 等を利用する場合、これらについて当社は一切責任を負わず、全てお客さまの判断および責任で導入および利用すること。
- (13) Expert Advisor (EA) 等を利用して自動売買取引等を行う場合、Expert Advisor (EA) 等のプログラムに欠陥や誤作動等が生じた場合に、お客さまに不測の損害が生じる可能性があること、および短時間で自動的に大量の取引が可能となることに伴い、多額の損失が生じる可能性があること。
- (14) 取引に異常が生じた場合若しくはそのおそれがある場合またはカバー取引先からの価格配信に異常が生じた場合若しくはそのおそれがある場合に、通常考えうる取引環境(取引レート、

約定能力)が提供できず、やむを得ず本取引の停止・中止等を行う場合があります、市場が安定的・継続的に提供できる事が確認されるまで再開されない場合があること。また、再開に際して、再開時点の相場状況によってはお客さまのポジションがロスカットとなる可能性があり、場合によっては損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。

(15)取引に係る証拠金は、日本投資者保護基金の補償対象外であり、お客さまの預託した証拠金を公的に保全する制度ではないこと。

(16)本取引に関するリスクは、上記および「店頭デリバティブ取引説明書」に記載されたリスクだけに限定されるものではないこと。

2 お客さまは、「金融商品取引法」、「外国為替および外国貿易法」その他その時々において適用される本邦および外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証拠書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。

第4条(口座開設・取引資格)

本取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社で店頭デリバティブ取引口座を開設していただく場合には、原則として次の要件を満たしていただくことが必要です。

1、本取引の特徴、仕組み、リスク、ならびに取引条件等について本約款および取引説明書を熟読し承諾および同意していただくこと。

2、当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは次のとおりです。

(個人)

- ①日本国内に居住し、日本国のみを納税地とする、年齢 20 歳以上 80 歳以下の行為能力を有する成人で、日本語を十分理解できること。
- ②金融資産を 30 万円以上有していること。
- ③メールアドレスをお持ちで、なおかつ当社に同一名義以外で重複したメールアドレスでのお申し込みもしくは契約のない方(携帯のメールアドレスは不可)
- ④電話もしくはメールで常時連絡が取れること。
- ⑤インターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- ⑥PCを保有し、かつ取引に関する基本的な操作が可能なこと。
- ⑦各種書面を、電磁的方法により提供することに同意していること。
- ⑧振込先預金口座は、日本国内に存する金融機関を指定できること。
- ⑨反社会的勢力と一切関係がないこと。
- ⑩なりすまし等の疑いのある者でないこと。
- ⑪金融商品取引業に従事する役職員、公金取扱責任者、外国の重要な公人または米国籍保有者および米国居住者でないこと。
- ⑫金融機関等との間で紛争事案がないこと。また、金融先物取引業協会、日本証券業協会、その他の機関において周知されている紛争常習者、クレーマーとみなされていない者。
- ⑬その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人)

- ①日本国内において本社または支店が登記され、日本国のみを納税地としていること。

- ②本取引を行うことが、法令その他の規則または定款、寄附行為その他の一切の内規に違反せず、本取引を行うために必要な法令または内部の手続きが完了していること。
- ③自己資本を 30 万円以上有していること。
- ④当社と電話もしくはメールで常時連絡が取れること。
- ⑤P Cを保有し、かつ取引に関する基本的な操作が可能なこと。
- ⑥本取引にかかる契約締結前および締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書、その他法令により交付すべき書面を電磁的方法により当社が提供することに同意していただけること。
- ⑦振込先預金口座は、日本国内に存する金融機関を指定できること。
- ⑧マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。また、反社会勢力と一切関係のないこと。
- ⑨なりすまし等の疑いのある者でないこと。
- ⑩金融商品取引業に従事する役職員、公金取扱責任者、外国の重要な公人または米国籍保有者および米国居住者でないこと。
- ⑪金融機関等との間で紛争事案がないこと。また、金融先物取引業協会、日本証券業協会、その他の機関において周知されている紛争常習者、クレーマーとみなされていない法人。
- ⑫取引および取引に付随する行為について権限を有する個人(取引担当者)が選任できること。
- ⑬法人情報および取引担当者情報を正確に申告していただけること。
- ⑭その他当社が定める基準を満たしていること。

(取引担当者)

- ①日本国内に居住し、本取引に関する知識があり、年齢 20 歳以上 80 歳以下の方で日本語を理解できること。
- ②取引口座名義人である法人に籍があり、代表者に代わり当社との取引等に責任と権限があること。
- ③その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社における審査の結果、お客さまの本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査結果および理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

第 5 条 (本人確認書類)

本取引口座の開設にあたり、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」という。）所定の方法により、本人確認を行います。当社ではお客さまご本人の確認をする目的でマイナンバー書類および運転免許証や住民票の写し等の本人確認書類をご提出いただくことを要します。なお、ご提出いただいた本人確認書類はプライバシーポリシーに則り、当社および当社が口座開設業務を委託した第三者で適切に管理いたします。

また、ご提出いただいた本人確認書類は返却を致しませんので、予めご了承下さい。

- 2 本取引口座の開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要となった場合または、当社が、本人確認が必要であると判断した場合、当社はお客さまに対し再度、本人確認書類の提出を要求する場合があります。かかる提出がない場合、当社は、その裁量により当該お客さまの本取

引を制限することができるものとし、かかる制限を行った結果生じたお客さまの一切の損害につき、当社は何らの責任も負わないものとします。

3 口座開設審査において、お客さまご本人の確認をする目的で、下記のマイナンバー書類および、本人確認書類をご提出して頂く事を要します。

なお、本人確認書類については顔写真付き本人確認書類であれば 1 点、顔写真なし本人確認書類であれば 2 点のご提出が必要になります。

・マイナンバー書類

- (1) 個人番号カード(必ず両面コピーが必要になります。)
- (2) 通知カード(必ず両面コピーが必要になります。)
- (3) 個人番号付きの住民票の写し
- (4) 特定在留カード(必ず両面コピーが必要になります。)
- (5) 特定特別永住者証明書(必ず両面コピーが必要になります。)

・本人確認書類

①顔写真付き本人確認書類

- (1) 個人番号カード(マイナンバーカード)(表面のみ必要になります。)
- (2) 運転免許証(必ず両面コピーが必要になります。)
- (3) パスポート(顔写真のページ、住所のページ、それぞれ必要になります。)
- (4) 在留カード・特定在留カード(必ず両面コピーが必要になります。)
- (5) 特別永住者証明書・特定特別永住者証明書(必ず両面コピーが必要になります。)

②顔写真なし本人確認書類

- (1) 印鑑登録証明書(原本)
- (2) 住民票の写し(原本)
- (3) 資格確認書

※「運転免許証」「パスポート」「在留カード」「特定在留カード」「特別永住者証明書」および「特定特別永住者証明書」は期限内または現在有効なものをコピーしてご用意下さい。

※「住民票の写し(原本)」を本人確認書類として利用する場合は、発行から 3 ヶ月以内のものである必要があります。この場合個人番号の記載は不要になります。

※「印鑑登録証明書(原本)」「個人番号付きの住民票の写し(原本)」は、発行から 3 ヶ月以内のものである必要があります。

※「パスポート」は、顔写真記載ページ、所持人記載欄、外務大臣印ページの 3 点を併せてお送り下さい。2020 年 2 月 4 日以降に申請されたパスポートは所持人記入欄がないため、本人確認書類としてお使いいただくことができません。

※ 本人確認書類については、顔写真部分の塗りつぶしなどの加工はご遠慮下さい。

・個人のお客さまの場合(下記書類のすべて)

- (1) マイナンバー書類
- (2) 本人確認書類

※「個人番号カード」「特定在留カード」および「特定特別永住者証明書」は、「マイナンバー確認」と「本人確認」が同時にできるカードです。「個人番号カード」「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」を提出して頂く場合は、本人確認書類の提出は不要です。

・法人のお客さまの場合(下記書類のすべて)

(1) 登記簿謄本または履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可。)

(2) 代表者の本人確認書類(前述本人確認書類と同様。)

(3) 取引担当者の本人確認書類(前述本人確認書類と同様。取引担当者が代表者である場合は不要。)

- 4 お客さまは、ご提出いただいた本人確認書類について、口座開設時の本人確認に利用する目的の範囲内で、当社が業務を委託する第三者に対し、お客さまの個人情報を提供することに同意するものとします。

第6条(取引口座)

本取引は、インターネットまたはモバイル(Android OS 端末、iPhone/iPad)上での当社が提供する店頭外国為替証拠金取引システム(以下「取引システム」)でのみ行うことができます。本取引システムの改変および本取引システムのリコンパイルは一切禁じます。また、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文およびその変更・取消は、本取引システムの障害時も含め原則出来ません。

- 2 本約款の適用に基づく取引は、当社が指定する取引対象の通貨の組み合わせ(以下「通貨ペア」)或いは対象商品の組み合わせ(以下「取扱対象商品」)のいずれかについてのみ行われます。
- 3 本取引に関して、預託証拠金の出し入れ、反対売買による差金決済、取引の執行、売買代金の決済、取引手数料が発生する場合は当該取引手数料、助言報酬が発生する場合は当該助言報酬、その他本取引に関する金銭の授受等のすべてを当該お客さまの本取引口座内において処理するものとします。
- 4 預託証拠金の入金、当社指定の金融機関口座へ直接入金し、出金は当社ホームページの入金／出金(マイページ)から行います。ただし、取引口座の証拠金額がマイナスであるときは取引口座からの出金ができないことをお客さまはあらかじめ了承するものとします。

第7条(ログインIDとパスワード)

お客さまが本取引システムを使用することを当社が承諾した場合、お客さまが本取引システムに入力したログインIDとパスワードの組み合わせが、当社の管理するログインIDとパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客さまは本取引システムの使用ができます。

- 2 お客さまのログインIDとパスワードはお客さま自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできません。
- 3 お客さまのログインIDとパスワードを使用して、本取引システムに対して行われた注文に関わる指図および預託証拠金の払い出しに関わる指図(以下「本取引にかかわる指図」という。)、並びに連絡について、当社はお客さま自身が行ったものとみなします。
- 4 お客さまがログインIDとパスワードを第三者に貸与または譲渡した場合、またはお客さまの不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客さまのログインIDとパスワードが第三者に漏洩した場合等により、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客さまによる本取引にかかわる指図として扱うことにお客さまはあらかじめ了承し、第三者による本取引に関わる指図に起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客さまが責を負うものとします。当社がこれにより損害を受けた場合には、当社は、お客さまにその損害の填補を求めることができるものとします。

- 5 お客様は、予め本取引システムを利用するための機器または回線等をお客さまの責任において準備するものとし、本取引システムの全部または一部を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、または変更しないものとします。

第8条(注文)

- お客様は、当社に対し、本取引に関しては、通貨ペア、取扱対象商品、取引数量、売買の区別、注文の有効期限等、当社のあらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対する取引の注文を行うものとします。
- 2 お客様が当社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、取扱対象商品、取引数量、売買の区別・方法および注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとします。お客様は、当社がこれら通貨ペア、取扱対象商品、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等を変更できることを予め了承するものとします。
- 3 お客様が当社に発注することのできる注文の数量は、お客様の余剰証拠金の額およびお客様の保有ポジションに応じて当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。お客様は、当社がこの最大注文数量、最大購入額を変更できることを予め了承するものとします。
- 4 お客様の本取引にかかわる指図は、お客様が本取引システムに指図内容を入力し、入力を確定した後、本取引システムのサーバがその入力内容を受信した時点で受付け、注文の執行を行います。但し、お客様が本取引システムを使用して当社に指図した注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当該注文の執行を行わないことができるものとします。
- (1) お客様の本取引口座における有効証拠金残高が、必要証拠金の総額に満たない場合。
 - (2) お客様の本取引口座における有効証拠金残高が、当該注文の執行により必要証拠金の総額に満たなくなる場合。
 - (3) 注文の内容が、法令、本約款その他当社の規程に違反するとき。
 - (4) 当社の設定する最大注文数量を超える注文がなされたとき。
 - (5) その他、取引を成立させることが相当でないと当社が判断したとき。
- 5 お客様が本取引システムを使用して当社に指示した注文については、未約定の場合、当社が定める時間の範囲内において、取消または変更等を行うことができるものとします。
- 6 市場・経済事情、委託先またはカバー先からのレート配信状況により、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様は予め了承するものとします。
- 7 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため通貨ペア、取扱対象商品、取引数量、売買の区別、注文の方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部または一部の約定が遅延したり、注文が約定しなかったりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、並びにシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様は予め了承するものとします。
- 8 本取引において、約定が成立していた場合であっても、システムの瑕疵およびシステム障害等により本来約定すべき価格と約定した価格に乖離がある場合、お客様にとって有利、不利に関係なく本来約定すべき価格へ修正する場合があることをお客様は予め了承するものとします。

す。

- 9 お客さまの操作の誤りにより成立した注文に関する責はお客さまが負い、当社はその責を負わないものとします。

第9条(レバレッジ)

本取引に適用するレバレッジは、個人のお客さまについては 25 倍、法人のお客さまについては各通貨ペア毎に当社が定めるレバレッジとなります。

- 2 お客さまは、既に成立した注文のレバレッジを変更することができないものとします。

第10条(取引レートおよびスワップポイント)

お客さまが当社との間で行う本取引に関わる取引レートおよびスワップポイントについては、外国為替市場の取引レート等に基づいて当社が提示する取引レートおよびスワップポイントが適用されるものとします。

- 2 お客さまは、当社に対し、外国為替市場の取引レートに基づいて当社が提示する取引レート以外のレートを主張できないことを予め了承するものとします。
- 3 お客さまは、為替変動リスク等により、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客さまが指定した取引レートとは同一にならない場合があることを予め了承するものとします。
- 4 お客さまは、お客さまのシステム環境、あるいはご利用いただくソフトウェアの仕様により更新のタイミングが異なり、お客さまごとに瞬間的に提示するレートが異なる場合があることを予め了承するものとします。
- 5 お客さまは、1円未満のスワップポイントの受払いが発生した場合、四捨五入後1円にならない金額は付与されないことを予め了承するものとします。

第11条(預託証拠金等)

お客さまは、本取引を開始する前に本取引から生じる当社に対するお客さまの債務を担保するため、当社に証拠金を預託するものとします。

- 2 お客さまは、初回に預託する預託証拠金は、当社の定める金額以上であることを予め了承するものとします。
- 3 お客さまは、預託証拠金の金額を必要証拠金の金額以上にすることを予め了承するものとします。
- 4 当社は、本取引により差損益金が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく当該差益金を預託証拠金に振替、または充当できるものとします。または、本取引により、取引手数料および助言報酬が発生した場合には、預託証拠金から充当できるものとします。
- 5 当社は、お客さまに事前に通知することなく経済情勢の変化等に伴い必要証拠金の料率を変更することが出来るものとします。
- 6 前項の変更を行った場合、当社は、お客さまが変更前から保有する建玉の証拠金に対しても、原則として変更後の証拠金維持率を即時に適用するものとし、お客さまはこれを予め承諾するものとします。
- 7 お客さまは、本取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること（以下、「両建取引」といいます。）が出来るものとします。両建取引における証拠金は、各通貨ペアの片方に対して証拠金を算出するものとします。なお、両建取引は、お客さまにとってスプレッド、

支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客さまはこれを予め承諾するものとします。

- 8 当社はお客さまから、余剰証拠金の範囲内で、全部または一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して円貨の場合は原則 4 営業日以内に当該請求に係る額をお客さまに返還するものとします。
- 9 お客さまは、本取引の預託証拠金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことを予め了承するものとします。
- 10 当社は預託証拠金の全部を信託業法上の信託会社に信託することができるものとします。
- 11 お客さまは、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては当社の定めを遵守するものとします。

第 12 条 (区分管理)

当社ではお客さまからお預かりした証拠金については、楽天信託株式会社の信託口座にて区分管理を行います。

- 2 区分管理の対象とする顧客資産は「お客さまから預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益、既決済の実現損益および未決済・既決済のスワップ損益を含めた金銭の合計額となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、米国東部時間午後 4 時 50 分時点（夏時間は日本時間の火曜～土曜午前 5 時 50 分、標準時間は日本時間の火曜～土曜午前 6 時 50 分）のお客さまが保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出します。
- 3 楽天信託株式会社の信託口座へ入金されるまでの間は、当社指定銀行口座の証拠金であることが名義により明らかな預金口座にて当社の固有財産とは区分して管理を行います。
- 4 区分管理は、店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。通貨市場の価格変動により、お客さまが預託した金額の範囲を超える損失が発生するリスクがあります。

第 13 条 (手数料、助言報酬および諸経費)

お客さまは、当社に対し、当社が別途定める取引手数料、助言報酬、口座管理料、その他の手数料および必要費用（以下「取引手数料等」という。）を支払うこととします。当社は、お客さまに事前に通知することにより取引手数料等を変更することができ、お客さまが取引手数料等の変更後に本取引を行った場合には、お客さまがかかる変更を承諾したものと見なします。取引手数料が発生するグループの口座をご利用の場合は、1 千通貨あたり、1 円～20 円（税込み）の取引手数料および助言報酬をお支払いいただきます。なお、取引手数料が発生するグループが EA の使用が可能な場合は EA 使用の可否はお客さま自身の判断で行うものとします。

- 2 取引口座からの出金する際の振込手数料は原則当社負担としますが、10,000 円未満の出金依頼および同月に 6 回以上の出金は、出金手数料 540 円を差し引いた額を出金するものとします。入金の際の振込手数料等その他の費用は、お客さまの負担とします。クイック入金に関する振込手数料は弊社負担とします。
- 3 預託証拠金残高が 10 億円を上回る場合、年利 0.24%の口座管理料をお支払いいただきます。10 億円を超過している日数に応じて計算を行い、月末に取引システムから引落させて頂きますので、予めご了承下さい。

第14条(証拠金の入金および出金)

お客さまが本取引口座に証拠金（日本円に限ります）をご入金する場合は、当社指定の金融機関口座へ振り込むものとします。

- 2 当社はお客さまからの入金を確認できた時点で、本取引口座に入金処理をします。お客さまは本システムに入金が反映された時点で取引が可能になります。
- 3 インターネットの通信環境や当社ならびに金融機関のシステム処理等の事務処理の都合やシステム障害等の諸事情により、お客さまは入金が遅延する場合がありますことに同意するものとします。
- 4 本取引口座への入金はご本人様からのみを受け入れるものとし、本取引口座の名義人と振込名義人の氏名が異なる場合は入金を受け付けられないものとします。また、入金処理後やポジションがある場合、注文成立後であったとしても、当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客さまのお取引を制限させていただく場合があることをお客さまは予め了承するものとします。振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについて、当社は一切その責を負わないものとします。※
- 5 お客さまは、本システム内の出金可能額の範囲内で全部または一部の出金を請求することができます。
- 6 前項の出金請求は、当社が別途定める方法により行うものとします。
- 7 当社は、お客さまからの出金請求を午後3時までに受け付けた場合は、その当日から起算して原則として4銀行営業日以内に出金が可能な限度で出金請求額をお客さまの登録銀行口座にお振込みします。（出金金額により4銀行営業日を超過する場合があります。）ただし、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。
なお、出金可能額が10,000円に満たない場合および同月に6回以上の出金は、出金手数料540円を控除した金額を出金します。
- 8 出金可能額の計算につきましては、当社が別途定める計算方法で行います。お客さまからの出金請求を受け付けた後、余剰証拠金が出金請求額を下回った場合、出金によるロスカットの可能性が明らかであれば、当社は出金処理を中止することができるものとします。
- 9 預託証拠金の出金の依頼は、当社ホームページ内、マイページの出金依頼から行うものとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

※ご入金いただく際の振込名義人はお取引口座名義人様と同一のものに限ります。万が一、異名義による振込の実行が確認された場合、当社より返金のための銀行口座を確認させていただきご返金、もしくはお客さま自身で銀行に対して組戻依頼をお願い致します。返金の際は出金手数料540円を控除した金額を振込実行名義人様へ返金し、組戻の際に発生する手数料はお客さま負担とさせていただきます。

第15条(差金決済)

本取引に関わるお客さまのポジションについて、お客さまが任意にこれを反対売買することができますこととします。この場合、当社はお客さまの売付総代金から買付総代金を控除し、お客さまの本取引口座において預託証拠金に振替えます。益金がある場合は預託証拠金に加算し、損金がある場合、または、取引手数料および助言報酬が発生した場合は預託証拠金をもって充当します。これによってお客さまの預託証拠金の額が増減することを、お客さまは予め了承するものとします。

第16条(値洗い)

当社は、本取引に係るお客さまのポジションに対し、時価評価(リアルタイム)にて計算を行うものとします。

- 2 当社は、前項の処置によって、当該評価損益が益金の場合は有効証拠金残高に加算し、損金の場合は有効証拠金残高から減算して計算するものとします。

第17条(ロールオーバー)

お客さまが、第15条の反対売買による差金決済の指図を当社の定める日時(米国東部時間午後5時、夏時間は日本時間午前6時、標準時間は日本時間午前7時)まで行わなかった場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、決済日の繰り延べを毎営業日に自動的に行うものとします。

- 2 価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク(コンバージョンリスク)があることをお客さまは予め了承するものとします。

第18条(強制決済)

お客さまが第20条の期限の利益を喪失した場合、または当社がお客さまの意思を、1年を超えて確認できない場合には、当社が本取引に関わるお客さまの債権債務を確定するため、お客さまに事前に通知することなく、お客さまのポジションをお客さまの計算において強制決済することができることとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

第19条(ロスカット・ルール)

本取引において、余剰証拠金が必要証拠金に対して当社が定める比率を乗じて算出した額以下となった場合には、当社は、お客さまに事前に通知することなく、全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済すること(以下「ロスカット」といいます。)を、お客さまは予め了承するものとします。

- 2 前項による反対売買による強制決済の結果、ロスカットレベルに設定した基準での値段で約定せず、お客さまの預託証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
- 3 お客さまが新たに証拠金を当社に入金された場合であっても、金額の反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買が執行されることがあることをお客さまは、予め了承するものとします。
- 4 お客さまは、当社が第1項の反対売買による強制決済を行った場合に生じる売買損金をお客さまに事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また、売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことを予め了承するものとします。
- 5 第1項のロスカットの基準は、当社の判断によって変更することができるものとします。
- 6 ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、お客さまにとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客さまは予め了承するものとします。

第20条(期限の利益の喪失)

お客さまについて次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなく

ても、お客さまは当社に対する本取引およびポジション等に係る一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始または特別清算開始の申立その他これらに類する倒産手続きの申立があった場合。
- (2) 金融機関等の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客さまの当社に対する本取引またはポジションに係る債権またはその他の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) お客さまの当社に対する本取引またはポジションに係る債務について差入れられている担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当、または類する事由が発生したとき。
- (6) 名称・住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社にお客さまの所在が不明となり、または連絡が取れなくなったとき。
- (7) 心身機能の低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能になったとき、あるいは死亡したとき。
- (8) レートまたはレートの配信を操作する、若しくは本取引システムでは通常実行できないような取引を行うなど、本取引システムに対する不適切なアクセス等により取引を行った、または、行っていると当社が判断したとき。
- (9) 本取引口座の開設時またはその後、当社に対して虚偽の申告または届出をしたことが判明した場合。

2 お客さまについて次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客さまは本取引およびポジション等に係る当社に対する一切の債務について当社の請求によって期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) お客さまの当社に対する本取引、もしくはポジションに係る債務、またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客さまの当社に対する債務(但し、本取引およびポジションに係る債務を除く)について差入れられている担保の目的物について差押または競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む)があったとき。
- (3) お客さまが当社との本約款、またはその他の取引規程のいずれかに違反したとき。
- (4) 余剰証拠金が0円を下回った場合に、当社の要請にもかかわらず、お客さまが速やかに入金もしくは保有するポジションを決済する等により、余剰証拠金額を0円以上の状態にしないとき。
- (5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第21条(相殺)

当社は、期限が到来し、または、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社のお客さまに対する当該債権と本取引に関わるお客さまの当社に対する債権その他一切の債権とを、それらの弁済期の前後、期限到来の如何に関わらず、お客さまに事前に通知することなくいつでも相殺できるものとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

2 前項の相殺を行う場合、当社のお客さまに対する利息、損害金の計算については、その期間の相殺を行う日までとし、利息等の利率については、年率14.6%の割合とします。

- 3 当社が第1項の相殺を行う場合、決済通貨が異なるときに適用する取引レートについて、原則として、当社がその日の正午に提示する取引レートを適用します。

第22条(充当の指定)

お客さまが当社に対する債務の弁済を行う場合、または、当社が第21条の相殺を行う場合において、お客さまの弁済額またはお客さまの当社に対する債権がお客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序、方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

第23条(取引要綱の変更)

お客さまは、天災地変、経済事情の激変、法令等の制定または改廃等その他やむを得ない事由に基づいて、当社が本取引にかかわる取引要綱および取引規程の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第24条(届出事項の変更)

お客さまは、当社に届出たお客さまの氏名、住所、電話番号、電子メール、その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもって、その旨の届出をするものとします。また、届出がない場合、あるいは届出が遅延した場合、そのことにより生じたお客さまの損失に対しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第25条(遅延損害金の支払)

お客さまが当社との間で行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠った時は、履行期日の翌日から債務全額の支払いに至るまで年率14.6%の割合による遅延損害金を当社は受け取ることができるものとします。

第26条(電子交付)

1. 当社は、お客さまに対し提供する金融商品取引法（以下「法」といいます）に規定される各種交付書面について、原則として電磁的方法により交付（以下「電子交付」といいます）するものとします。お客さまは、本約款への同意をもって電子交付に承諾したものとします。
2. 当社は、次に掲げる方法により電子交付を行うものとします。
 - (1) 当社が管理する認証を要するウェブサイト（以下「当社顧客画面」といいます）内に顧客ファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法
 - (2) 当社顧客画面に同意事項を記録し、これをお客さまの閲覧に供する方法
3. 当社は、次に掲げる書面を電子交付により提供することができるものとします。
 - (1) 契約締結前交付書面等（本約款、「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭デリバティブ取引説明書」、「個人情報保護宣言および個人情報の取扱いについて」、「反社会的勢力でないことの確約」等）
 - (2) 取引残高報告書
 - (3) 証拠金受領書
 - (4) 取引報告書

(5) 口座開設に係る各種確認書類

4. お客さまが書面による交付を希望する場合には、当社所定の方法により申し出るものとし、当社は当該申出に応じて書面による交付を行います。この場合、当社は所定の費用を請求することがあります。
5. 電子交付を利用するためには、当社が推奨する環境（PDF 閲覧ソフトおよびブラウザ等）が必要となります。
6. 法令諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合には、電子交付に代えて、既に電子交付された書面を含め、紙媒体による交付を行うことがあります。

第27条(通知の効力)

本取引に関する諸通知については、お客さまが当社に届出た名称、住所もしくは事務所または電子メールに、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。

- 2 本取引に関する諸通知が、お客さまの転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

第28条(免責事項)

お客さまは、次に掲げるお客さまの損害および損失については、当社および当社ホームページへの情報提供元は免責されることに異議がないことを予め了承するものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害および損失。
- (2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の理由に基づき、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害および損失。
- (3) ログイン ID・パスワードの誤入力、忘却等、お客さま自身の責任により、お客さまが本取引に係る注文を当社に出せなかったことにより生じた損害および損失。
- (4) お客さまの錯誤、誤入力によって注文が約定した場合、もしくは注文が約定しなかった場合。
- (5) 電信、インターネット、携帯電話設備または郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失。
- (6) お客さまもしくはお客さま以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致を確認して行った取引および金銭の授受その他の処理により生じた損害および損失。但し、当社に故意または重大な過失があった場合を除く。
- (7) お客さまのコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害により生じた損害および損失。
- (8) 第19条に定めるロスカットによるポジションの処分により生じた損害および損失。
- (9) 本取引に関連して受け取る情報の誤謬、停滞、省略および中断並びにシステム障害等により生じる損害および損失。但し、当社に故意または重大な過失があった場合を除く。
- (10) 市場取引等の急激な変動に伴う約定価格の乖離。

- (11) 注文の殺到等に伴う取引の全部または一部の履行遅延、履行不能。
- (12) 市場レートから乖離したレートによる約定。
- (13) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止により生じる損害および損失。
- (14) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生により、お客さまが被った損害および損失。

2 前項各号の事由により、本取引に係る注文およびその執行がお客さまの意図する内容で行われなかった場合も、お客さまはその責を負うこととし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。また、前項の規定にかかわらず、当社が合理的に必要であると判断した場合には、当社はお客さまに何ら通知をすることなく、お客さまの注文および約定を取消し、あるいは入出金を停止することができるものとし、それにより生じる損害および損失はお客さまの負担とします。

第29条(損害賠償についての制限)

当社の責に帰すべき障害であっても、その事由の如何にかかわらず、お客さまの得べかりし利益(機会利益)については、当社は一切その責を負わないものとします。

第30条(債権譲渡等の禁止)

お客さまが当社に対して有する本取引に関わる債権は、事由の如何を問わずこれを他に譲渡または質入れ、その他処分をすることができないものとします。

第31条(本取引利用契約の終了・解約)

お客さまが本約款に基づく契約を解約する場合は、お客さまは当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。但し、お客さまにポジションがある場合や赤字残高がある場合などには解約の申し入れを行うことができないものとします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。またお客さまにポジションがある場合は、お客さまの計算において強制決済することができることとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

- (1) お客さまが本約款およびその他、「俺の MT4(店頭外国為替証拠金取引)に係るご注意」、「店頭デリバティブ取引説明書」、「個人情報保護宣言および個人情報の取り扱いについて」、および「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書」、または記載内容のいずれかに違反し、当社が解約の通知を行ったとき。
- (2) お客さまが法令等に違反したとき。
- (3) お客さまの預託証拠金残高が無い状態が6ヶ月を超えたとき。
- (4) お客さまが本取引を行うことについて不適格であると当社が判断したとき。
- (5) 第20条に定める期限の利益の喪失が生じたとき。
- (6) 第34条に定める本約款の変更にお客さまが同意しないとき。
- (7) お客さまが当社の業務運営または維持を妨げていると当社が判断したとき。
- (8) 弊社からメール、電話等で連絡を試みたにもかかわらずお客さまと連絡を取ることが出来なかったとき。
- (9) お客さまの取引方法や取引数量等に鑑み、お客さまのご注文を当社で許容できないと合理的に判断したとき。

- (10) お客さまの取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていると当社が合理的に判断したとき。
- (11) お客さまの口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当社が判断したとき。具体的には、下記の場合を指すが、これらに限られない。
- (ア) お客さま、またはお客さまの近親者、もしくは代理人等が詐欺や出資法違反等、口座の利用に関わる行為に関して起訴された場合、民事裁判において犯罪行為の認定がなされた場合、少額多数の振込がある場合、警察や司法関係者その他公的機関からの捜査関係事項照会が複数回に渡りなされた場合など、お客さまの口座が、詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されていることが合理的に疑われる場合。
- (イ) お客さま、またはお客さまの近親者、もしくは代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の社会的公益に反する行為をなす者であることが判明した場合もしくは合理的にこれが疑われる場合。
- (ウ) お客さま、またはお客さまの近親者、もしくは代理人等がお客さまの当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、または虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、義務なきことを行うよう強要し、もしくは当社の業務を妨害した場合、お客さまが当社の業務に支障をきたす行為を行った場合、その他違法な行為を行った場合。
- (12) その他、合理的な事由により当社がお客さまに対し解約を申し出たとき。
- 3 前項の規程によりお客さまとの本取引を解除する場合において、お客さまの本取引のポジションが残存するとき、またはお客さまの当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 25 条の定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客さまの当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。
- 4 前 2 項各号の場合において、当社に損害が生じた場合には、お客さまは当社に対し損害賠償責任を負うことをあらかじめ了承するものとします。
- 5 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款およびその他の関連規程等に基づく契約も同時に終了するものとします。

第 3 2 条 (取引サービスの中止および廃止)

- やむを得ない事情がある場合、お客さまに事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止または廃止することができることとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。
- 2 お客さまは、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することを予め了承するものとします。
- 3 お客さまは、当該中止・廃止日にお客さまのポジションが残存する場合には、第 15 条に準じて、当社が反対売買を行うことを予め了承するものとします。

第 3 3 条 (適用法令および専属的合意管轄)

本約款は、「金融商品取引法」、「外国為替および外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、外国為替取引で通常行われている慣行に基づき、当社が取り決める規程に従って解釈されるものとします。また当社との間の本取引に起因または関連する訴訟については、当社の本店また

は支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

第34条(本約款の変更)

当社は、本約款内容の変更が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものでない場合または軽微である場合、当社の判断で本約款の内容を変更することができるとします。この場合、当社は、当該変更内容についてお客さまに遅滞なく通知することとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

2 当社は、本約款内容の変更が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものでない場合または軽微である場合を除き、お客さまにその変更事項を事前に通知するものとします。この場合、お客さまが本約款の変更日までに当社に対する異議の申し出を書面または電子メールにより行わないときは、その変更に同意したものとします。

3 前1項および2項における通知方法は、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。

4 前1項に定める通知がお客さまに到達した日より後に行われた本取引にかかわる指図は、お客さまが本約款の変更に同意した上でなされたものとみなすこととし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

5 お客さまが本約款の変更に同意しない場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第31条第2項(6)に基づき契約を解約することができるものとします。また、お客さまが本約款の変更に対し、異議の申し出を書面または電子メールで表明し、かつポジションを有し、ポジションの解消を行って頂けない場合、当社は約款変更の事前告知期間の終了をもって当該営業時間内、または翌営業日の営業時間内に、弊社の手続きにおいてお客さまのポジションを強制決済できることとし、お客さまはこのことを予め了承するものとします。

第35条(電話の録音)

当社は、お客さまとの間で行われるいかなる電話通話も事前の通告なしに録音できるものとします。

第36条(その他)

本約款に定めのない事項または本約款の履行につき疑義を生じた場合は、「俺のMT4(店頭外国為替証拠金取引)」に係るご注意」、「店頭デリバティブ取引説明書」、「個人情報保護宣言および個人情報の取り扱いについて」、および「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書」および関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

第37条(クーリングオフ)

本取引の性格上、クーリングオフの適用はできません。

第38条(分離独立条項)

本約款において定めた用語あるいは条項の一部が、違法あるいは無効と判断された場合であっても、それ以外の用語あるいは条項は当然に有効であり、準拠法の範囲内で最大限の効力を有するものとします。

第39条(サービス内容および契約書面等の変更)

当社は、本取引に関するサービスの内容および契約書面等をお客さまの事前の承諾なしに変更する場合があります。また、契約書面等は法令の変更、監督官庁の指示、所属加入協会の規定変更等に伴い、随時改訂される場合があります。

- 2 前項により契約書面等または当社が提供するサービス内容が変更された場合、当社はその内容を本システムまたは当社ホームページ、もしくは取引画面等によりお客さまに通知します。この場合、本約款につきましては、お客さまが所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面等により行わないときは、その変更に同意したものとみなします。
- 3 通知後に行われた取引は、本約款またはサービス内容の変更を承諾の上なされたものとみなします。
- 4 本取引の取引条件および本サービスの範囲は、取引説明書によるものとします。なお、お客さまは本取引において Expert Advisor (EA) およびカスタムインジケーター (Custom Indicator) 等を利用することができますが、これらのサービスはお客さま自ら導入し、ご自身の判断と責任において利用できるものであり、本サービスの範囲外となります。

施行日:2026 年 9 月 15 日